

事業計画達成のための中小企業支援ネットワーク<Spring Board>運営規約

(名称)

第1条 本ネットワークは、Spring Boardと称する。

(目的)

第2条 Spring Boardは、公益財団法人大阪産業局と中小企業の支援を行う経営支援機関等が互いの専門能力を活かした協働連携支援により、大阪府内の中小企業の事業計画達成を支援することで、大阪の産業創造を推進するためのネットワークとする。経営支援機関等が、支援企業の事業計画を達成する為のアクションプラン作成や実行フォローにおいて専門領域外の支援が必要となった際に、本ネットワークを通じて公益財団法人大阪産業局が実施する支援事業あるいは大阪府域にある公的支援機関や支援施策を活用することで、シームレスな中小企業支援が行えることを目的とする。

(事業)

第3条 Spring Boardは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中小企業の事業計画の達成を支援するための取組
- (2) 中小企業の経営支援にかかる情報やノウハウの提供
- (3) 中小企業の相談同席によるシームレスな支援
- (4) 協議会、勉強会の実施
- (5) その他、本ネットワークの目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 Spring Boardは、第2条の目的に賛同する、商工会・商工会議所、金融機関、税理士事務所や民間コンサルティング企業等の経営支援機関を会員とする。

(会費等)

第5条 会費の徴収は行わない。

(資格)

第6条 会員資格は下記のとおりとする。

- (1) 所定の申込を事務局に届出した日に会員としての資格を有するものとする。
- (2) 会員資格の有効期間は入会した日の属する事業年度末までとする。ただし、双方に更新ない旨の意思表示がなく、かつ、事務局が適当と判断する場合には翌事業年度末までその資格を更新し、以後も同様とする。

(秘密保持)

第6条 会員は、Spring Boardで知りえた機密事項を外部に漏らし、また無断で使用してはならない。

(事務局)

第7条 Spring Boardの事務局は、公益財団法人大阪産業局に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、Spring Boardの運営に必要な事項は事務局が別に定める。事務局は、規約の変更をしようとする場合には、会員にあらかじめ変更内容を通知または公表するものとする。

附則

この規約は、令和 3年 9月 1日から施行する。